

<<<新旧対照表>>>

○多治見市営住宅管理条例（昭和49年3月27日条例第13号）の一部を改正する条例新旧対照表

部署名：建築住宅課

新

○多治見市営住宅管理条例
昭和49年 3 月27日 条例第13号
最終改正 令和 2 年 3 月24日 条例第11号
多治見市営住宅管理条例
《略》
(駐車場の使用)
第21条の 2 市長は、入居者のうちに次に掲げる要件を満たす者に対して、別に定める台数の範囲内において、市営住宅の敷地を駐車場として、1戸につき1台に限り、使用させることができる。ただし、市長が管理上支障がないと認めた場合は、1戸につき2台まで使用させることができる。
(1) 入居者又はその同居者が自己の乗用に供する自動車（二輪のもの又は長さ5メートル以上若しくは幅1.9メートル以上のものを除く。以下同じ。）又は自己のために使用する自動車で市長が別に定めるものを駐車させること。
(2) 家賃及び駐車場使用料を滞納していないこと。
2～8 略
別表（第2条関係）

団地名	建設年度	建設場所	構造	戸数	備考
《略》					
松坂	《略》				
	昭和31年度	松坂町1丁目	簡易耐火構造2階建	8	
《略》					
南姫	昭和35年度	姫町2丁目20番地	簡易耐火構造平家建	12	災害住宅
	《略》				
	昭和42年度	姫町2丁目20番地	簡易耐火構造平家建	16	
《略》					
《略》					
西ヶ平	昭和43年度	笠原町字梅平	簡易耐火構造平家建	15	

旧

○多治見市営住宅管理条例
昭和49年 3 月27日 条例第13号
最終改正 令和 2 年 3 月24日 条例第11号
多治見市営住宅管理条例
《略》
(駐車場の使用)
第21条の 2 市長は、入居者のうちに次に掲げる要件を満たす者に対して、別に定める台数の範囲内において、市営住宅の敷地を駐車場として、1戸につき1台に限り、使用させることができる。ただし、市長が管理上支障がないと認めた場合は、1戸につき2台まで使用させることができる。
(1) 入居者又はその同居者が自己の乗用に供する自動車（二輪のもの又は長さ5メートル以上 のものを除く。 ） を所有し、又は使用すること。
(2) 家賃及び駐車場使用料を滞納していないこと。
2～8 略
別表（第2条関係）

団地名	建設年度	建設場所	構造	戸数	備考
《略》					
松坂	《略》				
	昭和31年度	松坂町1丁目	簡易耐火構造2階建	12	
《略》					
南姫	昭和35年度	姫町2丁目20番地	簡易耐火構造平家建	16	災害住宅
	《略》				
	昭和42年度	姫町2丁目20番地	簡易耐火構造平家建	20	
《略》					
《略》					
西ヶ平	昭和43年度	笠原町字梅平	簡易耐火構造平家建	19	

新						旧					
住 宅	《略》					住 宅	《略》				
	昭和 51年 度	笠原町字梅 平	簡易耐火 構造 2 階 建	4			昭和 51年 度	笠原町字梅 平	簡易耐火 構造 2 階 建	8	
	《略》						《略》				
平 園 第 二 住 宅	昭 和 35 年 度	笠 原 町 字 平 園		木 造 平 家 建		1					
附則											
1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。											
2 改正後の第21条の2の規定は、施行日以後に多治見市営住宅駐車場に関する要綱第3条の規定に基づく申請から適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。											
摘 要	改正理由										
	1 今後、増加や発生が予想される入居者のニーズに応じるため、市営住宅駐車場を使用できる対象車両対象を拡大するため。										
	2 市営住宅の用途廃止										